

令和6年度 いじめ防止基本方針

富山市立三成小学校

1 三成小学校いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立三成小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「三成小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 本校のいじめの実態と課題

(1) 本校の実態

- ・友達に対して、冷やかしからかい、直接の悪口等、言葉によるいじめを認知しており、正確な実態把握をふまえて継続的に指導、支援を行っている。

(2) 本校の課題

- ・友達との関わりにおいて、自分本位な言動が原因でトラブルになる傾向があるので、コミュニケーション力を高めるとともに、道徳科や特別活動、日頃の学習の中等、全ての教育活動の場面で相手を思いやる心情を育ていかなければならない。
- ・低学年段階での未然防止のために、指導の充実に努める必要がある。
- ・冷やかしからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければならない。

3 いじめ問題への対応

(1) いじめ防止のための取組

- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめは見逃さない」という雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。

- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 【表1 校内いじめ対策委員会】

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、子供との日常のやりとり、**適時適切な教育相談**や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守る。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事情をよく聴く。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、直ちに管理職等に報告し校内の「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

※参照【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導するなど、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。

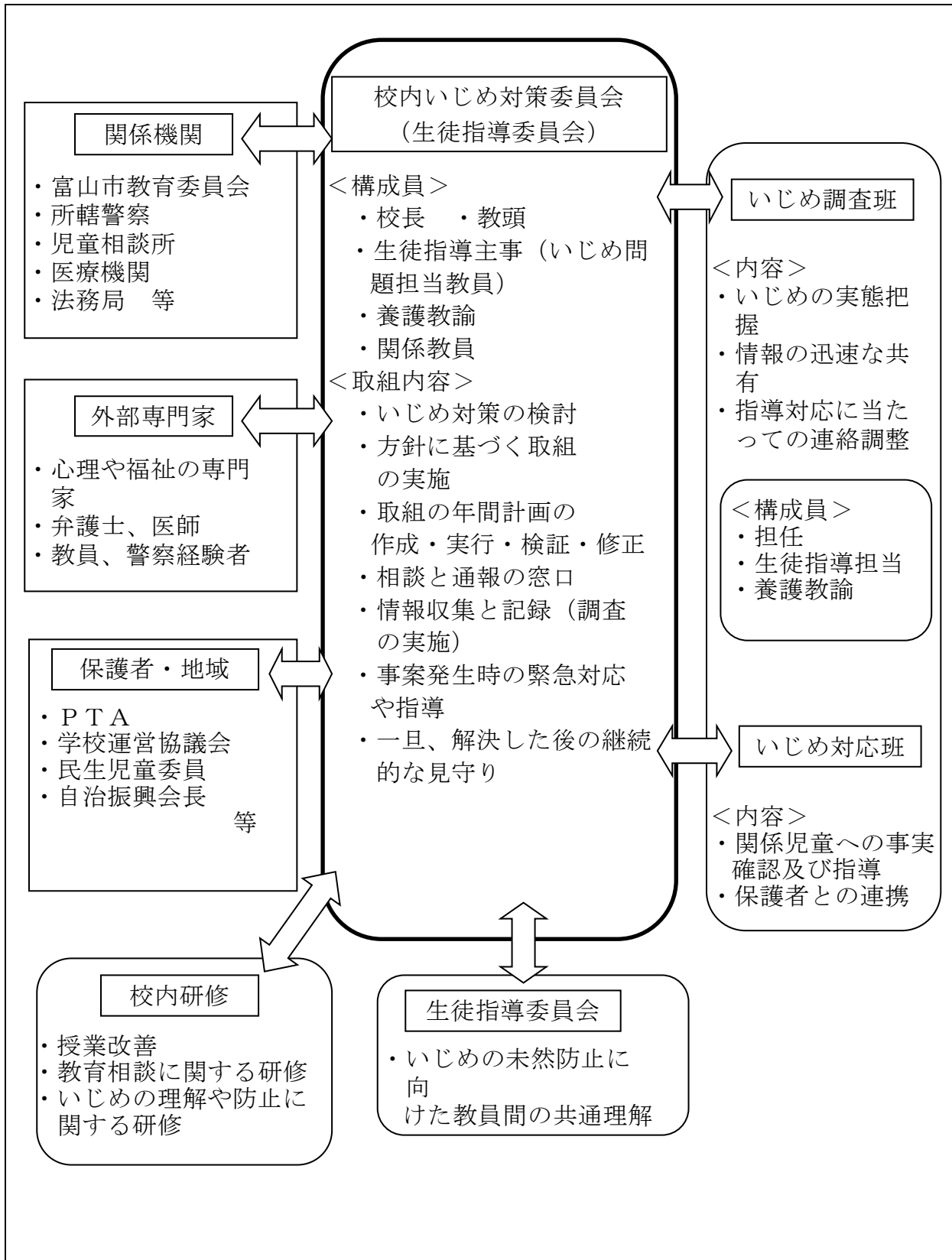
- ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者、外部専門家等の協力を得て取り組む。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者、外部専門家等の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - オ 警察と連携した指導については、十分に教育的に配慮して、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪ですべてが解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を取る。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

【表1 校内いじめ対策委員会】

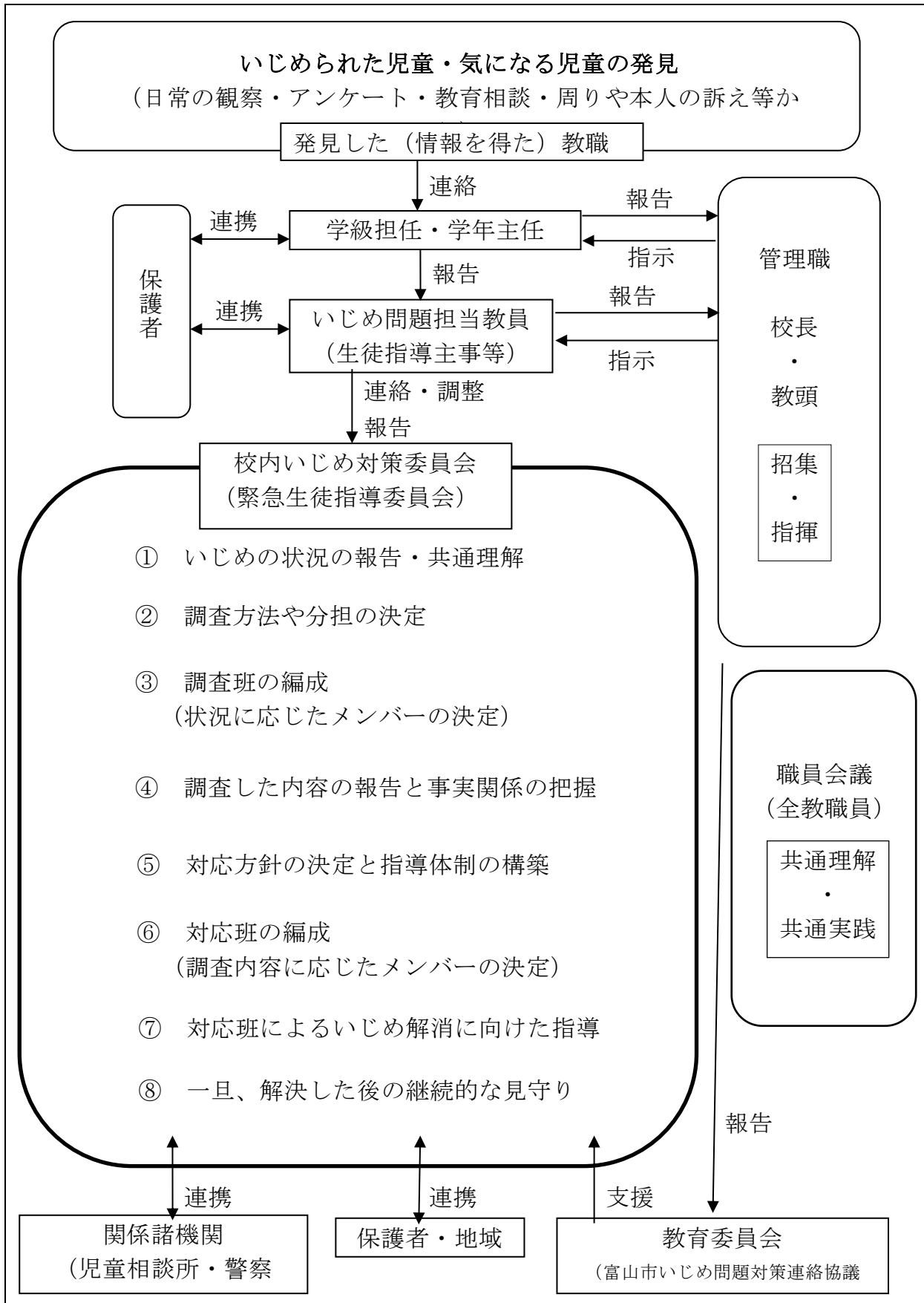
役 職	分担1	分担2	備 考
校 長	総 括		
教 頭	調査総括		
教務主任	調査班		
生徒指導主事	調査班	対応班	
担 任 (事案に関係する担任)	調査班	対応班	
養護教諭	調査班	対応班	

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	校内いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議	PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発	事案発生時、緊急校内いじめ対応委員会の実施	校内いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2学期の指導計画の確認 いじめ問題に関する職員研修会①	
未然防止への取組	いじめ実態把握調査		①学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習等)	児童会による未然防止に向けた自治活動	
早期発見への取組			いじめアンケート		
	教育相談				

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等			事案発生時、緊急校内いじめ対策委員会の実施	校内いじめ対策委員会実施③ ・情報共有 ・3学期の指導計画の確認	いじめ問題に関する職員研修会②		校内いじめ対策委員会実施④ ・本年度のまとめ ・指導計画の見
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習等)		児童会による「人権週間」への取組			道徳・特別活動の計画に生かす	
早期発見への取組			いじめアンケート		いじめアンケート	保護者学校評価アンケート	
	教育相談週間						

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合

これらがいじめによるものである疑いが生じている場合

② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

(年間30日以上連続した欠席を目安とする。)

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態に当たるか否かを市教育委員会と直ちに協議の上、適切に判断する。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を検討する。
- ・ 事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。